

(仮称)尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例(骨子素案)に対する パブリックコメント募集結果

- 13人の方から、42件の意見をいただきました。
○寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
条例制定にあたって(前文)			
1	(具体の人権侵害事例を) 「しかし、今もなお、不当な差別や排除、暴力等の人権侵害が生じており、多くの人々が傷ついています。性別、年齢、障害、民族、国籍、疾病、被差別部落出身その他出自、経歴等を理由とした不当な差別は私たちの日々の暮らしに存在しています」としていますが、具体的にどのような人権侵害や人権問題が発生しているのかを示すべきである。	3	[その他] 人権侵害の個別の具体事例を条例に記載することはできませんが、これまで、市や関係機関の相談窓口において人権に関する様々な相談が寄せられており、また昨年度実施しました「人権についての市民意識調査」結果におきましても、人権侵害の経験等が実際にあることが示されています。
2	(部落差別について) 列記している人権問題において、「被差別部落出身その他の出自」の部分は、骨子素案の趣旨からすれば「出自」と包括して表記すればよいはずなのに、ここだけ具体的な「被差別部落出身」という表記を使っているのも整合性からすればおかしいといわざるを得ません。	2	[その他] 条例中に記載している人権問題につきましては、法務省が示す主な人権問題を踏まえつつ、本市に関連の深いものなどを選択しており、「部落差別」の問題は本市がかねてより取り組んできた人権問題であることから記載しています。
3	(部落差別について) 同和に関する「特別措置法」が2002年に廃止されたのに、今でも「被差別部落」は存在するのでしょうか。社会問題としての部落問題は解決しています。	8	[意見を参考にする] 部落差別については、従前より差別解消に向けた取組を進めてきておりますが、本市においても実際に相談が寄せられており、昨年度実施した「人権についての市民意識調査」の結果においても、いまだ部落差別の意識は無くなっていません。またインターネット上においても悪質な部落差別に関する書き込みが後を絶たない状況であるため、部落差別は現実存在する人権問題です。 部落差別解消推進法においても「現在もなお部落差別が存在する」と明記されています。 また、同和对策事業特別措置法の終了に伴い、法上の地区指定としての被差別部落というのは現在は存在していませんが、部落差別は現在も存在することから、前文及び3市、市民及び事業者の責務(1)市の責務のAにおいて「被差別部落出身」と記載していたところを「部落差別を受けてきた地域の出身である」旨に改めます。
4	(素案への賛意) 今日の人権に関わる状況は複雑化し、さまざまな阻害要因が溢れています。したがって、とおろし一遍の条例づくりでは、徹底しないし、市民の関心呼び込むこともできません。その点で、「不当な差別や排除、暴力等を許すことなく」と前文で記したことは、必要な文言であります。	1	[すでに盛り込み済み]

(仮称)尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例(骨子素案)に対する パブリックコメント募集結果

- 13人の方から、42件の意見をいただきました。
- 寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
2定義(人権文化いきづくまちづくり)			
5	(人権文化について) 人権文化という言葉は社会一般に認知されていません。共通認識のない造語を用いて、人権施策にかかわる市全体の取り組みなどできるのでしょうか。従前から実施されている人権施策を推進していけばよいのではないのでしょうか。	1	[その他] 本条例については人権にかかる基本的な理念を市民で共有する理念条例であることから本市が目指すまちの姿を明確に表現するため、日々の暮らしの中で人権尊重の理念が定着している状態を「人権文化」という言葉で表現し、条例名称に用いています。人権施策や事業を実施していくための計画をこの条例に明確に位置付けることにより、より一層人権施策の総合的かつ積極的な推進を図るものです。 なお、「人権教育のための国連10年(1995～2004)行動計画」においても、人権教育とは「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じて、人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及及び広報の努力」と定義されており「人権という普遍的な文化」の表現が用いられています。
6	(人権文化について)(素案への賛意) 人権文化という言葉は、日常的な人権理解を促していく上で、この視点は重要であるとともに、「相手のことを考えた行動」がどう定着していくのかといった課題に込えていかなければなりません。	1	[すでに盛り込み済み]
7	(2定義 人権文化の説明欄について) ①だれか他人から与えられる、道徳的な価値である「思いやり」によって生じる「ジンケン」と、誰しもが生まれた時からすでに持っている「人権」とを同列に扱うような記載は問題があると思います。「相手を思いやる言動」がなくても、一人ひとりが自分がすでに持っているはずの「人権」を主張できること、保証されていることなどが大事です。 ②また、学校教育において「人権教育」ではなく「道徳教育」ばかりが推進されることも危惧します。	1	[意見を反映した] ①人権とは他者から与えられるものではなく、全ての人生まれながらにして持っている普遍的な権利であり、自らの「人権」を主張できることは当然のことです。そのことが明確に伝わるよう、人権文化の説明文を次のとおり修正します。 3段落目「たとえば、」から始まる文の前に次の文を追記します。 <u>「そのためには、一人ひとりが生まれながらにして持っている人権について主張することが保障されるだけでなく、他人の人権についても尊重するという視点が必要になります。」</u> ②学校教育において「人権教育」については、教育活動の基盤として、引き続き実施・推進していきます。

(仮称)尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例(骨子素案)に対する パブリックコメント募集結果

- 13人の方から、42件の意見をいただきました。
○寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
2定義(人権文化いきづくまちづくり)			
8	<p>(2定義 人権文化の説明欄について)</p> <p>①人権文化いきづくまちづくりの定義の説明において、「社会的弱者が」のところは「社会的困難者」が良いのではないかと思います。</p> <p>②また「すべての人が施設・製品・情報を利用できるように」とある中の「情報」を「情報アクセシビリティ」としてほしい。情報だけではわからないので。</p>	3	<p>[意見を反映した]</p> <p>ご意見を踏まえ、次のとおり説明欄を修正します。</p> <p>①ユニバーサルデザインなど物的な側面での取組みは、誰もが日々の生活を営むうえで必要となり得るものですので、対象を限定した表現を削除します。</p> <p>②「情報アクセシビリティ」という用語は 国の障害者基本計画等では使用されていますが、まだ一般的な認知度は低いものと考えているため、その内容がより市民に伝わりやすくなるように、「情報の円滑な取得・利用やコミュニケーションへの配慮」という表現を用いて、ご意見を反映いたします。</p> <p>【修正前】 社会的弱者が社会生活に参加するうえで支障となる道路の段差などの物理的な障害を取り除くバリアフリー社会の創造や、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害の特性・能力の如何を問わずすべての人が施設・製品・情報を利用できるように設計・整備するユニバーサル・デザインなどの物的な側面も含まれます。</p> <p>【修正後】 生活を営むうえで必要となる「情報の円滑な取得・利用やコミュニケーションへの配慮」や「道路の段差解消などバリアフリー社会の推進」、「文化・言語・国籍の違いや、老若男女といった差異、障害の特性に関わらず、すべての人が施設・製品を利用できるように設計・整備するユニバーサル・デザイン」など、あらゆる側面が含まれます。</p>
3市、市民、事業者の責務			
9	<p>(市民の責務について)</p> <p>「市民の責務」として、行政が市民に「人権意識の高揚に努め」「市が実施する人権施策に協力するように努め」なさいと命令していることが、行政として逸脱していると考えます。市民や事業所に強要することにつながるような表記は改めるべきと考えます。また、このようなことを行政が市民に条例で求めることは、思想・信条の自由に関わることです。</p>	7	<p>[その他]</p> <p>本条例は、一人ひとりがかげがえのない存在であることが認められ人権が尊重されるまちの実現をめざすことを目的としています。</p> <p>この条文は、その目的のために必要な「人権意識の高揚」や「人権施策の推進」を図ることについて、市民等や事業所に連携、協力を求め努力義務として規定するものです。当該条文により、行為を強制したり、制限・制約するものではありません。</p>
10	<p>(合理的配慮について)</p> <p>人権問題を解決とは？問題が起きた時に解決するような考え方と受け止めますが問題を起こさない前提に合理的配慮をするべきではないのでしょうか。</p>	1	<p>[意見を参考にする]</p> <p>人権問題を未然に防ぐためには、障害者差別解消法に規定する合理的配慮の取組も当然に必要なものであると考えており、人権施策の一つとして合理的配慮も含め人権問題を未然に防ぐための取組を進めてまいります。</p>

(仮称)尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例(骨子素案)に対する パブリックコメント募集結果

○13人の方から、42件の意見をいただきました。

○寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
11	(素案への賛意) 市民としての誇りを持ち、他に先駆けて範となるような行動がとれるように、市民ひとり一人が努めていくという、道徳的な規範意識も含めて考えなければならず、目標を掲げながらも、具体性を持たせるために、市、市民、事業者の責務を明らかにすることが必要ではないかと思ひます。今回の骨子素案で、この責務を取り上げたことで、条例化の意味が出ていると思ひます	1	[すでに盛り込み済み]
12	(市が人権問題を解決できるのか) 「市は性別、年齢、障害、民族、国籍、疾病、被差別部落出身その他の出自、経歴等を理由とした人権問題の解決を図る」とありますが、国の施策でも解決が困難な問題を市が解決できるのですか。個人の道徳的マナー向上では到底解決できない性別や民族や国籍や疾病の人権問題をどのようにして解決するのですか。	1	[その他] あらゆる人権問題の解決にあたっては、一人ひとりの人権意識の向上が必要であるとともに、国だけではなく、県、また市民に身近な基礎自治体である市がそれぞれ、重層的かつ積極的に人権施策を根気強く行っていくことが必要であると考えております。
6 推進体制の整備			
13	6 推進体制の整備及び調査研究においては、「人権啓発・教育等に関連する」人権団体や、その代表的な存在であるはずの(公社)尼崎人権啓発協会との連携に基づいて施策を推進する旨を明記してください。	1	[意見を反映した] 人権施策を策定及び実施していくために連携が必要なことについては、3 市、市民及び事業者の責務 (1)市の責務のイにおいて既に規定しています。しかし、ご意見のとおり人権団体等との連携も必要であることから、市の責務における「関係行政機関と連携して」を「関係行政機関等と連携して」に修正します。
7 審議会の設置			
14	(審議会の構成について) 「審議会」の構成が明らかにならならず、その委員に特定運動団体の代表者及び同調者で構成させる危険性があります。	3	[その他] 審議会委員につきましては、あらゆる人権問題について審議を行うことから、人権問題に見識のある学識経験者等で構成することとしております。いずれにしましても、特定の思想や主張に偏ることのないよう総合的な視点で判断してまいります。
全般			
15	(社会福祉施策だけで十分) 「暮らしやすいと実感することができるまちにしていく取組」は人権施策などではなく、市の社会福祉施策が充実していることが大切です。市の多様な行政施策で人権尊重の精神を市民が感じ取ることができれば、自ら市民の人権意識は高まるのだと考えます。	5	[その他] 暮らしやすいと実感し、人権が尊重されるまちにいくためには、社会福祉施策の充実ももちろん必要ですが、それとあわせて、人権意識の高揚や相談支援などの人権施策の推進が必要であると考えております。

(仮称)尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例(骨子素案)に対する パブリックコメント募集結果

- 13人の方から、42件の意見をいただきました。
○寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
全般			
16	(素案への賛意) 市の人権施策が今まで指針や計画止まりであったことに多少なりとも驚いています。やはり条例として一定の法的根拠を提示して、人権意識を浸透させていくべきではないかと思えます。	1	[すでに盛り込み済み]
17	(評価も必要) どういふ成果があったか、どう市民に受け入れられたかなど評価に関する事項も必要ではないでしょうか。骨子素案では、人権施策の実施状況についての年次報告の作成と公表を明記していますが、これだけでは、市の施策の自己評価に留まり、市民意識の検証や事業者の責務などが曖昧になっていくのではないのでしょうか。	1	[意見を参考とする] 人権施策の実施状況につきましては、第三者機関である審議会において調査、審議を行い、その評価を行う予定です。また人権にかかる市民意識につきましては、市民意識調査等の調査研究を必要に応じて実施してまいります。
[今回の意見公募の対象としていないもの]			
1	むしろ「性的マイノリティ」「ヘイトスピーチ」のような新たな人権問題にかかわる条例が必要ではないか。	1	[今回の意見公募の対象としていないもの] 本条例につきましては、「性的マイノリティ」や「ヘイトスピーチ」といった問題を含む様々な人権問題についての基本的な考え方を示す条例であり、個別の人権問題については今後策定する人権文化いきづくまちづくり計画において、取組の方向性を示してまいりたいと考えております。 なお、個別の人権問題についての条例制定については必要に応じた検討を行います。